

## 令和元年度(2019年度) 建設コストの計画と実績

債務引受限度額と会社から引き受けた債務との対比を下記に示します。

令和元年度に完了した事業について、計画と実績に差が生じた主な理由は、現地状況に合わせた工法の見直し、地元・関係機関等との協議による見直し、工事数量等の確定(精算)によるものです。

令和元年度に完了しなかった事業について、計画と実績に差が生じた主な理由は、新設・改築事業では附帯工事等の工事が令和2年度以降に残ったこと、利便増進事業(スマートIC)が令和2年度以降計画的に実施されること、修繕事業や特定更新等工事では工事発注の見直し等で機構への帰属を令和2年度以降としたこと、災害復旧事業では過去の実績をもとに、料金徴収期間満了までに必要となる額が債務引受限度額として計上されていることによるものです。

[単位:百万円(消費税込み)]

道路名(区間名)	債務引受限度額(計画)(A)	債務引受額(実績)			(D)-(A)	債務引受限度額と債務引受額の差額についてのコメント
		平成30年度まで(B)	令和元年度(C)	計(D)=(B)+(C)		
近畿自動車道松原那智勝浦線 海南IC～有田南IC改築事業	49,026	46,334	1,965	48,300	△ 725	・差額は、工事数量の確定等による減。
近畿自動車道敦賀線 綾部PA～舞鶴西IC改築事業	9,368	8,862	327	9,190	△ 177	・差額は、工事数量の確定等による減。
東九州自動車道 佐伯弥生PA改築事業	1,807	0	891	891	△ 915	・差額は、施工中の佐伯弥生PA(下り線)の整備に要する費用。 ・令和元年度の債務引受額は、佐伯弥生PA(上り線)供用に要した費用。
西日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る高速道路利便増進事業に関する計画(スマートIC)	37,738	30,381	3,008	33,390	△ 4,347	・差額は、施工中のスマートICに要する費用。 ・令和元年度の債務引受額は、2箇所の供用及び1箇所の本完了に要した費用。
九州横断自動車道長崎大分線 長崎IC～長崎多良見IC改築事業	48,733	30,421	2,587	33,008	△ 15,724	・差額は、施工中の4車線化工事に要する費用。 ・令和元年度の債務引受額は、一部区間の4車線化に要した費用。
中国縦貫自動車道 湯田温泉スマートIC改築事業	2,919	0	2,818	2,818	△ 100	・差額は、附帯工事等の残事業に要する費用。 ・令和元年度の債務引受額は、湯田温泉スマートIC供用に要した費用。
四国縦貫自動車道 中山スマートIC改築事業	1,566	0	1,473	1,473	△ 92	・差額は、附帯工事等の残事業に要する費用。 ・令和元年度の債務引受額は、中山スマートIC供用に要した費用。
九州縦貫自動車道鹿兒島線 人吉球磨スマートIC改築事業	3,448	0	3,405	3,405	△ 42	・差額は、附帯工事等の残事業に要する費用。 ・令和元年度の債務引受額は、人吉球磨スマートIC供用に要した費用。
九州横断自動車道長崎大分線 別府湾スマートIC(上り線)改築事業	815	749	30	780	△ 34	・差額は、工事数量の確定等による減。
一般国道10号(延岡南道路) 延岡南IC改築事業	2,592	0	1,610	1,610	△ 981	・差額は、附帯工事等の残事業に要する費用。 ・令和元年度の債務引受額は、延岡南IC供用に要した費用。
一般国道163号(第二阪奈道路) 西石切IC～宝来IC新設事業	97,544	0	95,729	95,729	△ 1,814	・差額は、支払利息の確定等による減。
中央自動車道西宮線等 令和元年度修繕事業	233,265	—	118,785	118,785	△ 114,479	・差額は、修繕計画の見直しにより次年度以降に債務引受する費用。
中央自動車道西宮線等 災害復旧事業	120,826	56,725	16,663	73,388	△ 47,437	・差額は、令和2年度以降の災害対応に要する費用。
中央自動車道西宮線等 令和元年度特定更新等工事	240,770	—	11,163	11,163	△ 229,606	・差額は、特定更新等工事計画の見直しにより次年度以降に債務引受する費用。
一般国道31号(広島呉道路) 令和元年度修繕事業	991	—	274	274	△ 716	・差額は、修繕計画の見直しにより次年度以降に債務引受する費用。

注1) 令和元年度(2019年度)に債務引受けを行ったものについて、継続中事業を含めすべて記載している。なお、□ は、令和元年度に完了している新設・改築事業である。

注2) 端数処理の関係上、計が合わないことがある。

注3) 修繕事業に関する債務引受限度額(計画)は、令和元年度までの債務引受限度額(計画)の累計から、平成30年度までの債務引受額(実績)を控除している額である。

注4) 特定更新等工事に関する債務引受限度額(計画)は、令和元年度までの債務引受限度額(計画)の累計から、平成30年度までの債務引受額(実績)を控除している額である。